

# 多摩情報センター利用規程

規定第 616 号

(趣旨)

第1条 多摩情報センター(以下、「センター」という。)規程第11条に基づき、センターの利用について必要な事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 センターを利用できる者は、下記のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び大学院生
- (2) 本学専任教員及び職員
- (3) 情報教育科目を担当する兼任教員及びこれに準ずる者
- (4) その他センター運営委員会(以下、「運営委員会」という。)の承認を受けた者

(利用の範囲)

第3条 前条の者が利用できる範囲は下記のとおりとする。

- (1) 情報教育科目の教育に関すること。
- (2) 前号のほか本学の教育に関すること。
- (3) 本学における研究に関すること。
- (4) 本学の事務処理に関すること。
- (5) その他運営委員会の議を経てセンター長が適当と認めたこと。

(利用の手続)

第4条 センターを利用する者は、本人が所定の申請用紙をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

(利用の承認と利用期間)

第5条 センターは、前条の申請書を受理した場合、適当と認めた者には認証番号(ID番号)を与えて、センターの利用を承認するものとする。

- 2 前項の認証番号及びセンター利用の有効期間は、原則として本学在籍期間とする。  
ただし、利用期間を定められた場合は、その当該期間とする。

(禁止行為)

第6条 センターの利用者は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 所定の手続きを経ずに不正にセンターを利用する行為
- (2) 第三者に不正に利用させる行為
- (3) 申請書に虚偽の記載を行う行為
- (4) センターの指示に違反し、他の利用者に迷惑を与える行為
- (5) 法政大学教育学術情報ネットワーク利用規程第5条に定める遵守事項に違反する行為

- 2 前項の禁止行為を行った者に対し、センター長は運営委員会の議を経て、センターの利用を停止することができる。

(届出)

第7条 センターの利用者は、本学の在籍期間が終了する時は、速やかにセンターに届け出なければならない。

(料金の負担)

第8条 センターの利用者は、センター料金細則に従い所定の料金を支払わなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営委員会及び総合情報センター運営委員会の承認を得なければならない。

付則

- 1 この規程は、1999年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、法政大学多摩計算センター利用規程を廃止する。